

福島イノベーション・コースト構想推進機構
公募型プロポーザル募集要領

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が行う「福島イノベーション・コースト構想推進機構」を受託する候補者の選定は、本要領に基づき実施する。

1 委託事業概要

（１）事業名

福島イノベーション・コースト構想推進機構

（２）事業委託者の選択方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

（３）委託予定期間

委託契約締結の日から令和８年３月１９日（木）まで

（４）委託事業の内容

「福島イノベーション・コースト構想推進機構」のとおり

（５）見積額の上限

１，６５０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 プロポーザル担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 産業集積部 産業連携支援課

所在地 〒９６０－８０４３ 福島県福島市中町１－１９ 中町ビル６階

電話番号 ０２４－５８１－６８９０

F A X ０２４－５８１－６８９８

3 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件の全てを満たす者とする。

- （１）本業務の実施について機構の求めに応じて速やかに来所し、対応できる体制を整えていること。なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、２以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう）は認めない。
- （２）本委託の業務遂行能力を有する者（過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者）であること。
- （３）募集要領を公示した日から契約締結日までの機関において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。

4 スケジュール

令和7年 9月30日（火）	ホームページへの公告
令和7年10月 3日（金） 正午まで	質問書の提出期限
令和7年10月 6日（月）	質問書の回答
令和7年10月 8日（水） 正午まで	参加表明書提出期限
令和7年10月15日（水） 正午まで	企画提案書等提出期限
令和7年10月20日（月）	審査日（プレゼンテーション）
令和7年10月21日（火）	審査結果通知日
令和7年10月22日（水）以降	契約締結日

5 プロポーサルに関する手続き

(1) プロポーザルに関する質問事項

本募集要領に関して質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間 令和7年10月3日（金）正午まで

イ 様 式 様式第1号（質問書）を使用すること。

ウ 受付方法 電子メール（sangyo-renkei@fipo.or.jp）にて受け付ける。

電子メールの件名（タイトル）は、「福島イノベ地域進出企業紹介WEBページ制作業務委託に関する質問」とすること。送信後は電話で着信確認をすること。

エ 回答方法 受け付けた質問への回答は、質問事項と併せて機構ホームページに掲載する。質問者は開示しないこととする。なお、質問の有無は掲載しない。

オ 回答期日 令和7年10月6日（月）までに随時回答

（2）参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により参加表明書を提出すること。

ア 提出期限 令和7年10月8日（水）正午まで

イ 提出方法 下記ウの書類を郵送、持参、FAXまたは電子メールにて提出期限迄に提出すること。

郵送の際には、封筒表面に「福島イノベ地域進出企業紹介WEBページ制作業務委託 公募型プロポーザル参加書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。郵送による提出の場合、提出期限までに到着したものは有効とする。

持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時とする。

FAX、電子メールの場合は、送信後に電話にて着信確認をすること。

ウ 提出書類 参加表明書（様式第2号）（正本1部）

（3）企画提案書等の提出

「（2）参加表明書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出すること。

ア 提出期限 令和7年10月15日（水）正午まで

イ 提出方法 下記ウの書類を持参、または郵送にて提出期限迄に提出すること。

郵送の際には、封筒表面に「福島イノベ地域進出企業紹介WEBページ制作業務委託 企画競争参加書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。郵送による提出の場合、提出期限日までに到着したものを有効とする。

持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時とする。

ウ 提出書類

①企画提案書（様式任意）（A4・カラー両面印刷・16ページ程度（表紙含む））

（正本1部 副本4部）

②参考見積書（様式任意）（事業の各項目に対応した内訳を詳細に記載すること）

（正本1部 副本4部）

③役員一覧（様式第3号）（5部）

- ④会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（５部）
- ⑤本委託に類似する主な受託業務実績一覧表（任意様式）（５部）
- ⑥⑤の業務名が分かる契約書の写し（業務名が契約書だけでは確認できない場合は、確認できる書類（仕様書や報告書（該当部分の抜粋で可）の写し）（１部）

エ 企画提案の内容

原則として、事業者の特長を活かした自由提案とするが、「福島イノベ地域進出企業紹介WEBページ制作業務委託仕様書」及び下記ア～エの内容を盛り込み、見積額の上限以内に収まるように積算し提案すること。

- ①本事業に対する考え方
- ②WEBページのデザインイメージ
- ③作業スケジュール
- ④事業実施体制、進行管理方法

（４）企画提案は提出者１者につき１提案のみ受け付けるものとする。

（５）次のいずれかに該当する該当する企画提案書は失格とする。

ア 参加資格のない者が提出した企画提案書、見積額の上限を超えた金額の企画提案書、参加申込書や企画提案書等が提出期限までに到着しない場合等、募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

（６）募集要領、仕様書、様式等のデータは、以下のホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.fipo.or.jp/procurement>

6 委託候補者の決定

（１）審査方法

プロポーザルの提案審査は、別途設置する「福島イノベ地域進出企業紹介WEBページ制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査会）」が行うものとする。

（２）審査会（プレゼンテーション）

プロポーザル参加者は、審査会当日に、先に提出した企画提案書に基づき、企画提案内容のプレゼンテーションを行う。

ア 開催日及び場所

令和７年１０月２０日（月） 機構会議室

イ 審査方法

企画提案書を用いたプレゼンテーション審査

ウ 所要時間

１提案者当たり３０分以内（説明２０分以内、質疑１０分以内）

エ その他

提出のあった企画提案書等以外の追加資料の配付は認めない。

(3) 審査基準及び配点

審査会が以下の観点から審査を行い、最も優れたプロポーザル参加者及び次点者を特定する。

審査項目	配点	評価基準
事業遂行能力等	30点	
①事業体制	10点	事業を実施する上で十分な人員体制・実施体制であるか。事業に取り組む姿勢に意欲が見られるか。
②スケジュール	10点	事業を円滑・効果的に実施できるスケジュールであるか。
③事業実績	10点	本委託と類似の事業の受注実績があるか。知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。会社としての信頼性はあるか。
企画提案内容	70点	
①事業理解	10点	本委託の目的や事業内容を理解しているか。仕様書の内容を的確に踏まえているか。
②企画性	10点	提案されたWEBページのコンセプトは的確か。事業の目的を達成するために最適な企画となっているか。
	10点	提案された企画は魅力的でターゲットを引き付けるものか。
	10点	提案された企画は訴求力が高く効率的でターゲットを十分確保するものか。
③計画性	10点	具体的で実現性の高い提案となっているか。
④独創性	10点	仕様書に記載された内容以外に事業の効果を高める独創的な提案が組み込まれているか。事業趣旨に沿った提案であるか。
⑤事業経費	10点	事業経費（内容・単価等）は適正であるか。提案内容と積算との整合性はあるか。
合計	100点	

- ・各審査項目の評価に基づき、各審査委員の採点数の合計を算出し、採点数の合計が最も高かった者を業務委託予定者（随意契約の予定者）とする。
- ・なお、審査委員の採点数の合計が、満点（審査委員数×100点）の6割を超える事業者を「業務委託予定者」の目安とする。
- ・業務委託予定者と契約を締結することができなくなった場合は、次点の者を業務委託予定者とする。

(4) 機構は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に決定内容を速やかにメールにて通知するものとする。

選定されなかった者は、その通知が到着した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内（土曜日及び日曜日を除く）に行うこととする。説明請求に対する回答内容は、「請求者及び最優秀者の

企業名と審査時の総得点」とする。

7 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者と契約の締結交渉を行うが、仕様については、提案者と機構が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取した上で契約金額を決定する。なお、見積金額は見積額の上限を超えないものとする。

(3) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(4) その他

この手続に参加した者が、契約締結までの間に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、参加資格のいずれかを満たさなくなった場合、交渉の結果契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。これらの場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。

8 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担する。

(2) プロポーザル参加者が機構に提出した書類は返却しない。

(3) 提出された書類等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(4) 参加申込書又は企画提案書等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。